

《 認証関係の新様式における注意事項 》 R4.4.1 更新

▼令和2年11月より各種届出は様式が変わっています。

※当会ホームページに掲載してある様式に入力またはダウンロードをして使用します。
なお、購販窓口での各申請用紙の販売は廃止しましたので、今後は指導手数料として取り扱いをします。

1. 必要部数と手数料は次のとおりです。ご提出時に購販窓口でお支払ください。

第1号様式(新規認証申請) 1件 ¥620(税込)

第2号様式(変更届出・申請) 1件 ¥620(税込)

↳ 必ず3枚1組の状態を3部ご提出ください。
※変更があるページのみの提出ではなく、変更が無いページについては現在の変更届(1ページ目を除く)の写しを併せてご提出願います。

第4号様式(整備主任者) 1件 ¥207(税込)

↳ 必ず3枚1組でご提出ください。
新たに整備主任者を選任する場合は、合格証書など資格情報が掲載してある公的な書面の写しを添付してください。

第5号様式(役員変更) 1件 ¥207(税込)

↳ 必ず3枚1組でご提出ください。
添付書類として履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書をお付けください

2. 各種届出につきまして、極力両面印刷でのご提出をお願いします。

また、訂正や誤字脱字の対処で届出印(代表者印・認印)と捨印が必要になります。

3. 旧第1号様式(変更届)をお持ちの方につきまして、電子制御装置整備認証の申請または同認証を取得後の変更申請には非対応となりますが、それ以外の変更申請には使用可能です。なお、手数料と提出部数は今まで通りとさせていただきます。